

令和5年11月22日

建設緑政局関係議案資料 (その1)

議案第172号

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する

条例の制定について

建設緑政局

川崎市道路占用料徴収条例の一部改正について

1 川崎市道路占用料徴収条例について

- 道路は一般交通の用に供することを本来の目的としていることから、道路に工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用する場合は、道路法第32条第1項に基づき、**道路管理者の許可（道路占用許可）**を受ける必要がある。
- 道路管理者は同法第39条第1項に基づき道路占用料を徴収することができ、**その額及び徴収方法は、同条第2項に基づき道路管理者である地方公共団体の条例で定めることとされている。**

川崎市道路占用料徴収条例

2 条例改正の内容

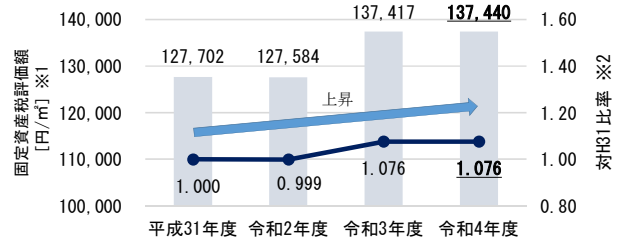
占用料の額については、算定の基礎となる固定資産税評価額及び地価に対する賃料の水準等を反映した適正なものとするため、適宜見直しを行う必要がある。

本市では、国の占用料改定を踏まえ、概ね3年ごとに占用料を改定することとしており、前回は令和2年度（令和3年4月1日施行）に改定したことから、今年度、適正な地価水準等を反映させるため、占用料の改定を行うものとする。

$$\text{占用料の額}[\text{円}/\text{月} \cdot \text{㎡}] = \text{道路価格}[\text{円}/\text{㎡}] \times \text{使用料率}[\%/\text{年}] (\times \text{修正率}[\%]) \div 12$$

	定義	算出方法
道路価格	1㎡あたりの道路の価格	令和4年度固定資産税評価額を基に算出
使用料率	地価に対する1年あたりの賃料の割合に相当する率	国（道路法施行令；令和5年4月1日施行）で採用されている数値を採用
修正率	道路空間の一部を使用する物件（上空や地下）や、土地利用に制約を受ける物件（高架下など）に対する減額率	

(1) 固定資産税評価額の推移



※1 財政局税務部資産税管理課が公表している固定資産税概要調査の総括表から、田・畑・宅地・山林の総額を評価総地積で除した数値。

※2 前回改定時（令和3年4月1日施行）に算定基礎とした平成31年度固定資産税評価額を1とする。

(2) 国の占用料改定に伴う使用料率の変更

施行年	国の使用料率			
	定額物件※3		定率物件※4	
	商業地目	平均地目	商業地目	平均地目
従前（令和2年4月時点）	3.86%	4.64%	-	3.25%
現行（令和5年4月時点）	3.56%	4.41%	2.49%※5	3.09%

※3 定額物件：電柱などの占用件数が膨大なもので、占用料の額が具体的な金額で定められているもの

※4 定率物件：地下街などの占用件数が限られているもので、近傍類似の土地の時価に一定の率を乗じて占用料を算出するもの

※5 定率物件は、これまで一律に平均地目の使用料率を用いてきたが、繁華街に設置される割合が高い物件もあることが判明したことから、一部の定率物件においては商業地目の使用料率を使用する。

3 新旧対照表

主な占用物件（抜粋）	単位	占用料 [円]			
		所在地※7			
		特別地域	普通地域	特別地域	普通地域
		新（改定案）		旧（現行）	
第1種電柱	1月1本につき	280		280	
第2種電柱		440		430	
第3種電柱		590		580	
第1種電話柱	1月1本につき	250		250	
第2種電話柱		410		400	
第3種電話柱		560		550	
ガス管等の地下管路（公益事業者が設置するもの）	1月1mにつき	外径 0.07m未満	11		10
		外径 0.07m以上0.1m未満	15		15
		外径 0.1m以上0.15m未満	23		22
		外径 0.15m以上0.2m未満	30		30
		外径 0.2m以上0.3m未満	46		45
		外径 0.3m以上0.4m未満	61		60
		外径 0.4m以上0.7m未満	110		100
		外径 0.7m以上1m未満	150		150
外径 1m以上	300		300		
目よけ	1月1㎡につき	85		80	
出入口通路		170		160	
看板		320	205	300	190
添架広告	1月1㎡につき	785	490	730	455
		算定			

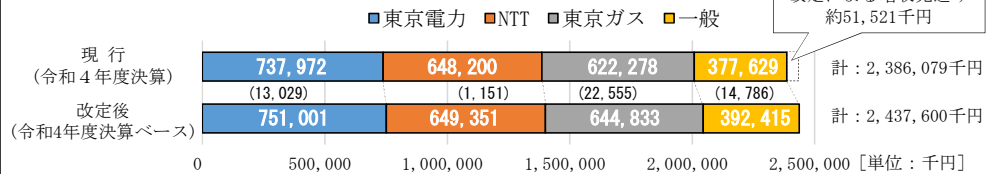
これら4つの物件の改正案占用料は、市民・中小企業等への影響を考慮し、現行占用料に独自調整率※6を乗じて算定

※6 独自調整率 = 道路価格の平均変動率 (1.15) × 使用料率の平均変動率 (0.94) ÷ 1.08

※7 所在地において、特別地域とは都市計画法に規定する商業地域、普通地域とは特別地域以外の地域をいう。

4 占用料改定に伴う歳入見込み

道路占用料による歳入のうち、8割以上を東京電力、NTT東日本、東京ガスが占めており、今回の改定により、約5,100万円の増収見込み。



5 附則

(1) 施行期日

令和6年4月1日

(2) 経過措置

この条例の施行の際現に占用の許可を受け、かつ、占用料を納付している場合にあっては、当該納付した占用料に係る占用の期間の当該許可に係る占用料の額については、なお従前の例による。

関係法令

—道路法—

(道路の占用の許可)

第三十二条 道路に次の各号のいずれかに掲げる工作物、物件又は施設を設け、継続して道路を使用しようとする場合には、道路管理者の許可を受けなければならない。

- 一 電柱、電線、変圧塔、郵便差出箱、公衆電話所、広告塔その他これらに類する工作物
- 二 水管、下水道管、ガス管その他これらに類する物件
- 三 鉄道、軌道その他これらに類する施設
- 四 歩廊、雪よけその他これらに類する施設
- 五 地下街、地下室、通路、浄化槽その他これらに類する施設
- 六 露店、商品置場その他これらに類する施設
- 七 前各号に掲げるものを除く外、道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある工作物、物件又は施設で政令で定めるもの

(占用料の徴収)

第三十九条 道路管理者は、道路の占用につき占用料を徴収することができる。ただし、道路の占用が国の行う事業及び地方公共団体の行う事業で地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第六条に規定する公営企業以外のものに係る場合においては、この限りでない。

- 2 前項の規定による占用料の額及び徴収方法は、道路管理者である地方公共団体の条例（指定区間内の国道にあつては、政令）で定める。但し、条例で定める場合においては、第三十五条に規定する事業及び全国にわたる事業で政令で定めるものに係るものについては、政令で定める基準の範囲をこえてはならない。

川崎市道路占用料徴収条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後				改正前					
○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号 (略) 別表(第2条、第5条関係)				○川崎市道路占用料徴収条例 昭和30年3月24日条例第7号 (略) 別表(第2条、第5条関係)					
法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	占用物件	単位	占用料		法第32条 第1項第 1号に掲 げる工作 物	占用物件	単位	占用料	
			所在地					所在地	
			特別地域	普通地域				特別地域	普通地域
	第1種電柱	1月1本 につき		280		第1種電柱	1月1本 につき		280
	第2種電柱			440		第2種電柱			430
	第3種電柱			590		第3種電柱			580
	第1種電話柱			250		第1種電話柱			250
	第2種電話柱			410		第2種電話柱			400
	第3種電話柱			560		第3種電話柱			550
	その他の柱類			25		その他の柱類			25
	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき		3	共架電線その他上空に設ける線類	1月1メートルにつき		2	
	地下に設ける電線その他の線類	つき		2	地下に設ける電線その他の線類	つき		1	
	路上に設ける変圧器	1月1個につき		250	路上に設ける変圧器	1月1個につき		240	
	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき		150	地下に設ける変圧器	1月1平方メートルにつき		150	
	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき		510	変圧塔その他これに類するもの及び公衆電話所	1月1個につき		500	

改正後					改正前				
	郵便差出箱及び信書便差出箱			210		郵便差出箱及び信書便差出箱			210
	広告塔		1月1平方メートルにつき	<u>1,500</u> <u>980</u>		広告塔		1月1平方メートルにつき	<u>1,400</u> <u>890</u>
	その他のもの			<u>510</u>		その他のもの			<u>500</u>
法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	<u>11</u>	法第32条第1項第2号に掲げる物件	法第35条に規定する事業のために設けるもの及び法第36条に規定するもの	外径が0.07メートル未満のもの	1月1メートルにつき	<u>10</u>
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		15
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>23</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		<u>22</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		30
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>46</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		<u>45</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>61</u>			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		<u>60</u>
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>110</u>			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		<u>100</u>
		外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150			外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		150

改正後				改正前			
	架空管	外径が1メートル以上のもの	300		架空管	外径が1メートル以上のもの	300
		外径が0.4メートル未満のもの	230			外径が0.4メートル未満のもの	230
		外径が0.4メートル以上のもの	<u>570</u>			外径が0.4メートル以上のもの	<u>560</u>
	その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	20		その他のもの	外径が0.07メートル未満のもの	20
		外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>29</u>			外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの	<u>28</u>
		外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>43</u>			外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの	<u>42</u>
		外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>57</u>			外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	<u>56</u>
		外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>86</u>			外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの	<u>85</u>
		外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110			外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの	110
		外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	140			外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの	140
外径が0.7メートル以上1メートル以上のもの	230	外径が0.7メートル以上1メートル以上のもの	230				

改正後					改正前					
		ル未満のもの					ル未満のもの			
		外径が1メートル以上のもの		<u>490</u>			外径が1メートル以上のもの		<u>480</u>	
法第32条第1項第3号に掲げる施設				<u>510</u>	法第32条第1項第3号に掲げる施設				<u>500</u>	
法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>85</u>	法第32条第1項第4号に掲げる施設				<u>80</u>	
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	1月1平方メートルにつき	Aに <u>0.004</u> を乗じ、これを12で除して得た額	Aに <u>0.005</u> を乗じ、これを12で除して得た額	地下街及び地下室	階数が1のもの	1月1平方メートルにつき	Aに <u>0.008</u> を乗じ、これを12で除して得た額	
		階数が2のもの		Aに <u>0.006</u> を乗じ、これを12で除して得た額			階数が2のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じ、これを12で除して得た額	
		階数が3以上のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じ、これを12で除して得た額			階数が3以上のもの		Aに <u>0.01</u> を乗じ、これを12で除して得た額	
	上空に設ける通路				<u>770</u>	上空に設ける通路				<u>690</u>
	地下に設ける通路				<u>460</u>	地下に設ける通路				<u>410</u>
	その他のもの				<u>170</u>	その他のもの				<u>160</u>
法第32条第1項第6号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	<u>150</u>		祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		1日1平方メートルにつき	<u>140</u>	
	その他のもの		1月1平方メートルにつき	<u>1,500</u>		その他のもの		1月1平方メートルにつき	<u>1,400</u>	
施行令第7条第1号に掲げる物件	看板		1月1平方メートルにつき	<u>320</u>		看板		1月1平方メートルにつき	<u>300</u>	
	添架広告		1月1平方メートルにつき	<u>785</u>		添架広告		1月1平方メートルにつき	<u>730</u>	
	標識		1月1本につき	<u>410</u>		標識		1月1本につき	<u>400</u>	

改正後					改正前						
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	<u>150</u>	<u>98</u>	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1本につき	<u>140</u>	<u>89</u>	
		その他のもの	1月1本につき	<u>1,500</u>	<u>980</u>		その他のもの	1月1本につき	<u>1,400</u>	<u>890</u>	
	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	<u>150</u>	<u>98</u>	幕（施行令第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く。）	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1日1平方メートルにつき	<u>140</u>	<u>89</u>	
		その他のもの	1月1平方メートルにつき	<u>1,500</u>	<u>980</u>		その他のもの	1月1平方メートルにつき	<u>1,400</u>	<u>890</u>	
アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	<u>15,000</u>	<u>9,800</u>	アーチ	車道を横断するもの	1月1基につき	<u>14,000</u>	<u>8,900</u>		
	その他のもの			<u>7,700</u>		その他のもの			<u>6,900</u>		
施行令第7条第2号に掲げる工作物				<u>510</u>	施行令第7条第2号に掲げる工作物				<u>500</u>		
施行令第7条第3号に掲げる施設			1月1平方メートルにつき	Aに <u>0.031</u> を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第3号に掲げる施設			1月1平方メートルにつき	Aに <u>0.033</u> を乗じ、これを12で除して得た額		
施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				<u>1,500</u>	<u>980</u>	施行令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料				<u>1,400</u>	<u>890</u>
施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>510</u>	施行令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設					<u>500</u>

改正後				改正前			
施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.01</u> を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第9号に掲げる施設	建築物		Aに <u>0.011</u> を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じ、これを12で除して得た額		その他のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.022</u> を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第10号に掲げる施設及び自動車駐車場	建築物		Aに <u>0.023</u> を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		Aに <u>0.007</u> を乗じ、これを12で除して得た額		その他のもの		Aに <u>0.008</u> を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第11号に掲げる応急仮設建築物	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		Aに <u>0.011</u> を乗じ、これを12で除して得た額
	上空に設けるもの		Aに <u>0.022</u> を乗じ、これを12で除して得た額		上空に設けるもの		Aに <u>0.023</u> を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		Aに <u>0.031</u> を乗じ、これを12で除して得た額		その他のもの		Aに <u>0.033</u> を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.025</u> を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第12号に掲げる器具			Aに <u>0.033</u> を乗じ、これを12で除して得た額
施行令第7条第13号に掲げる休憩	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.01</u> を乗じ、これを12で除して得た額	施行令第7条第13号に掲げる休憩	トンネルの上又は自動車専用道路（高架のものに限る。）の路面下に設けるもの		Aに <u>0.011</u> を乗じ、これを12で除して得た額

改正後				改正前			
所、給油 所及び自 動車修理 所	上空に設けるもの		Aに0.022を乗じ、これを12で除して得た額	所、給油 所及び自 動車修理 所	上空に設けるもの		Aに0.023を乗じ、これを12で除して得た額
	その他のもの		Aに0.031を乗じ、これを12で除して得た額		その他のもの		Aに0.033を乗じ、これを12で除して得た額
備考				備考			
<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(2) 普通地域 特別地域以外の地域をいう。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>				<p>1 金額の単位は、円とする。</p> <p>2 所在地とは、占有物件の所在地をいい、その区分は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 特別地域 都市計画法（昭和43年法律第100号）第8条第1項第1号に規定する商業地域をいう。</p> <p>(2) 普通地域 特別地域以外の地域をいう。</p> <p>3 第1種電柱とは、電柱（当該電柱に設置される変圧器を含む。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電柱とは、電柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電柱とは、電柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>4 第1種電話柱とは、電話柱（電話その他の通信又は放送の用に供する電線を支持する柱をいい、電柱であるものを除く。以下同じ。）のうち3条以下の電線（当該電話柱を設置する者が設置するものに限る。以下この項において同じ。）を支持するものを、第2種電話柱とは、電話柱のうち4条又は5条の電線を支持するものを、第3種電話柱とは、電話柱のうち6条以上の電線を支持するものをいう。</p> <p>5 共架電線とは、電柱又は電話柱を設置する者以外の者が当該電柱又は電話柱に設置する電線をいう。</p>			

改正後	改正前
6 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。	6 Aは、近傍類似の土地の時価を表わすものとする。